

## 既存住宅流通市場活性化のための優良な住宅ストックの形成及び 消費者保護の充実に関する小委員会の設置について

### ○設置の趣旨

我が国の住宅ストックは量的には充足するものの、耐震性、省エネ性能等が不十分なものが多く存在し、質の向上が課題である。

人口減少社会の到来により新築需要の減少や空き家の増加が見込まれる中、質の高い住宅の供給促進に加え、維持管理・リフォームにより既存住宅の質を向上させること、それらの良質な住宅が市場で流通し、次の世代に承継されていく新たな住宅循環システムを構築することが必要である。そのためには、長期優良住宅の認定促進等による住宅の質の向上に加え、買主が既存住宅を安心して取引できる環境を更に整備し、既存住宅流通市場を活性化させる必要がある。

このため、市場における優良ストックの形成及び流通の促進や円滑な取引環境の整備等のための長期優良住宅制度、住宅性能表示制度及び住宅瑕疵担保履行制度の改善方策を検討することとする。

### ○検討事項

- ・長期優良住宅制度の認定促進に向けた方策について
- ・長期優良住宅制度の認定審査の合理化及び住宅性能表示制度との連携強化に向けた方策について
- ・既存住宅の流通・リフォームに係る消費者保護の充実に向けた方策について等

### ○検討体制

今般の検討事項については、「社会資本整備審議会 住宅宅地分科会」及び「社会資本整備審議会 建築分科会」の所掌に係るものであるため、それぞれに同名の小委員会を設置し、一体的に運営を行うことにより検討を行う。

### ○委員

住宅宅地分科会長及び建築分科会長が指名する。

### ○今後の進め方

10月以降、3回程度議論を行う予定（年内を目途に方向性をとりまとめ、来年1月頃に結論を得る。）。